



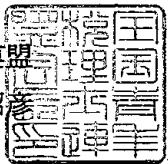
平成 25 年 12 月 19 日

日本税理士会連合会  
会長 池田 隼啓 殿



全国青年税理士連盟

会長 坂井 昭彦 殿



## 日本公認会計士協会との

### 「確認書」締結に関する抗議文

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、税理士法改正における資格取得制度については隣接職種との話合いが続けられてきました。日本弁護士連合会とは話合いの成果を得ることができず、弁護士に対する自動資格付与は改正なし、そして日本公認会計士協会（以下、「協会」という）とは公認会計士法に規定する実務補修団体等の研修が税理士資格の付与要件となる改正が進められようとしています。

12月3日に政治家も交えた「確認書」が締結されたことにより、協会との話合いは決着し、税理士制度の見直しが税制改正大綱に記載され、来年の通常国会での法改正が予定されています。しかし、今回の改正案はこれまで当連盟が主張してきた隣接職種に対する自動資格付与問題の解決がなされておらず、また意思決定過程においても大いに問題があり到底容認することはできません。

したがって、以下の理由から、今回の確認書締結に強く抗議します。

#### 1. 公認会計士法上の研修は税理士としての資質を問うものではない

今回の改正案において、公認会計士への税理士資格の付与は「公認会計士法第16条第1項に規定する実務補修団体等が実施する研修のうち、財務省令で定める税法に関する研修を修了した公認会計士をいう。」とする改正が予定されている。この研修は税理士試験の科目合格に相当するものとされ、この規定が税理士法第3条第3項として新設されることにより、公認会計士に対して税理士資格が自動付与されなくなるというものである。

しかし、このような研修が税理士試験の科目合格に相当するのであれば現行の税理士試験を受験して資質の検証を行えばよいのであり、このような制度を新設する必要性や合理性はない。

#### 2. 研修主体が税理士会や第三者機関ではない

今回の「確認書」に基づく「改正案イメージ」を見る限り、公認会計士が税理士資格を取得するために受講する研修は、公認会計士法上の研修であり、税理士会が一切関与することはできない。国税審議会はあくまで研修を指定するに過ぎず、研修の企画・運営はすべて公認会計士業界が行うこととなるものと思われる。また、国税審議会は研修を指定するものの、その見

直しについては何の定めもなく、一度研修が指定されさえすれば、長期にわたり見直しがされない可能性もある。国家資格制度は使命の異なる各制度により必要とされる学識や能力をそれぞれ定めているのであり、税理士資格が公認会計士法上の研修で取得できるということは、自動資格付与の実質的な存続に他ならず、到底認めることはできない。

### **3. 今後の法改正の議論ができなくなる恐れがある**

今回締結された協会との「確認書」には「三. 税理士法第3条に関して更なる見直しを求める。」条項が入っている。この確認書は「平成26年度税制改正における税理士制度の見直しに関し」となっているため、上記条項は平成26年度税制改正における議論に限定されているとの解釈ができる。しかし、上記条項の効力の及ぶ期間については当事者間での議論や調整がなされていないようであり、万が一効力が永続するものであれば、未来における法改正をも拘束することとなる。そうなれば、将来において税理士制度を取り巻く環境の変化があっても法改正への取り組みが制限され、また今回の改正について、現日税連執行部に何ら権限を委任していない未来の税理士にも影響を与えることとなる。

このような重大な条項の詳細が決定しない中で、「確認書」を締結したことは拙速であり、大いに問題があるといわざるを得ない。

### **4. 会員への意見聴取や情報開示が極めて不十分である**

今回の法改正における貴会の意思決定の過程において、会員に対する意見聴取の機会は平成22年3月期限の「税理士法改正に関するプロジェクトチームによるタタキ台」及び平成25年7月期限の「税理士制度に関する勉強会における論点整理メモ」に対する2回と限定されている。最終12項目の理事会決議に至るまでに突如として租税教育に関する項目が追加され、その後、公認会計士に対する能力担保措置に関しては「3科目合格」というラインから一歩も引いていないと公言していたにもかかわらず、今回の改正案を見ると、能力担保措置は大幅に後退し、項目についてはその12項目からもさらに3項目が削られ、全く新しい項目が3項目増やされている。

関係省庁との協議等により、ある程度改正項目が増減することやむを得ないことではあるが、ここまでめまぐるしく改正項目が入れ替わり、会員の意見として挙がっていない項目が半数を占める改正案になっていることや、過去に多くの会員から明確に否定されて変更された「研修による能力担保措置」が復活していることなどを鑑みれば、会員の意見が反映されている改正案であるとは言いがたい。

理事会など会員が傍聴できる意思決定機関においても議論をしておらず、法改正の現状や方向性について会員に対する説明や情報提供もほとんど行われていないこと、また「確認書」の締結について、協会は12月5日に会員向けにHPで情報公開をしている一方、貴会は税制改正大綱が決定された後の12月13日にHP上で会員向けに情報公開をしており、一連の過程において会員に対する説明や情報開示が極めて不十分であることなど、会員の理解や承認がないままに、当初とは大幅に異なる方向性でもって法改正を進めることは到底認められない。

以上